条件明示書

1. 関連業者について

受注者は、本工事と関連する関係者と十分に協議のうえ、相互協力して円滑な施工に努めること。関係者として、以下を見込んでいる。

1) 高速 5 号線関連工事

【契約済みの工事】

- 高速5号線シールドトンネル掘削他工事
- 広島高速5号線トンネル接続その他工事
- 広島高速5号線受変電設備その他工事
- 広島高速5号線トンネル換気設備その他工事
- 広島高速 5 号線外可変式道路情報板設備工事

【今後契約を予定している工事】

- 広島高速5号線舗装その他工事
- 広島高速5号線標識設置工事
- 広島高速5号線電力系遠方監視制御設備新設工事
- 広島高速5号線道路照明設備その他工事
- 広島高速5号線トンネル非常用設備工事
- 広島高速 5 号線 C C T V 設備工事
- 広島高速5号線ラジオ再放送設備工事
- 2) 公社が発注する交通管制業者
- 3) 公社が発注する保守業者 (電気通信設備保守点検、ETC設備保守点検等)
- 4) その他公社が発注する工事又は業務の施工業者
- 5) その他関連業者

2. その他

- (1) 本工事の施工に伴う各関係機関との協議・調整等を積極的に行うとともに、それに伴う資料作成についても迅速に行うこととする。
- (2) 積算基準については、「広島高速道路公社土木工事積算基準」によるものとし、共通仮設費率、現場管理費率は大都市を考慮した補正を行うものとする。
- (3) 本工事で使用する機器に関しては、監督員の検査で合格したものを使用するものとする。
- (4) トンネル内における工事は、多数の関係者が同一作業空間において施工を行うため、関係 各者との綿密な協議・調整を実施し、円滑な施工が図られるよう努めること。
- (5) トンネル内工事は、令和8年11月から着手可能となることを想定しているが、具体的な 時期については協議のうえ決定する。